

～ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！～

—木曾川水系連絡導水路事業への公金支出差止—

「住民訴訟」提訴3周年 総会・記念講演会

<2012年7月7日(土) 桜華会館3階・竹の間>



2012/06/26 第1回進行協議を終えて 撮影 森下 東治 氏(原告会員)

主催 「導水路はいらない!愛知の会」

事務局 〒467-0853 名古屋市瑞穂区内浜町1-15

加藤伸久方 TEL/FAX (052) 811-8069

URL : <http://www.dousuiro-aichi.org/>

全 体 プ ロ グ ラ ム

<第一部・総 会>

午後1時30分 開 場

2時00分 開 会

(司 会) 加藤 伸久 共同代表・事務局長
*主催者あいさつ 小林 収 共同代表
*原告代表あいさつ 宮崎 武雄 原告会員

～ 活 動 報 告

*「導水路」訴訟・口頭弁論の足取り (第11回～第15回)
*「愛知の会」活動日誌 (2011/07/23～2012/07/07)
*道険しくとも粘り強く! 「導水路」中止めざす私たちの闘い
近藤ゆり子 運営委員
*2011会計報告・2012予算案 河合 道夫 運営委員

2時40分

～ ♪ 休 憩 ♪ ～

<第二部・記念講演・学習会>

2時50分 ■講演 “論より「検討書補充版」が証拠” 導水路事業は不要!

～ ..講師 在間 正史「導水路裁判」弁護団長

3時40分 ■講演「導水路」事業、河口堰問題と根はひとつ

～ ..講師 武藤 仁 「長良川市民学習会」事務局長

4時10分

～ <Q & A>とフロアーからの発言

4時25分

～ お願いと事務連絡・・加藤事務局長

4時30分 閉会

< お 願 い >

「集会」終了後、午後5時前後を目標に講師を囲んで“懇親会”を行います。

*場 所：丸の内の [家庭料理] “かめい” (在間事務所西隣り)

*会 費：目いっぱい飲む人は、3千500円

少ししか呑まない方、2千500円

※万障繰り合わせて、ご参加下さい。

◆ 「導水路」中止裁判 これまでのおもな経過

2009年5月	愛知県監査委員が監査請求（署名625名）「却下」を決定
6月	県知事らを被告として「住民訴訟」を名古屋地裁に提訴（原告92名）
7月	第1回口頭弁論（～2012年5月・第15回まで1号大法廷にて順次開廷）
2012年6月	第1回進行協議

◇ ◇ ◇

裁判（口頭弁論）の場合において、被告である愛知県側は終始一貫、＜木曾川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、「導水路」事業実施計画が手続き的に適正に策定されたという事実経過だけ＞を述べています。水需要想定や維持流量の必要性についての事実の基礎や科学的合理性については、議論を避けているのです。

これに対し、原告側は、＜「導水路」事業は利水・維持流量でも、必要性が認められず、基礎事実の裏付けがない＞ことを明らかにしてきました。

◆ 知事は代われど、変わらぬものは愛知県当局

他方、2010年2月のトリプル選挙に際して、共同公約に“「導水路」事業は見直す”と文言が入ったのは、住民訴訟を含む運動の成果です。

◇ ◇ ◇

しかし、選挙時の公約が行方不明となって多くの有権者が不安を覚える昨今、“大村知事は、「導水路」事業を本気で見直そうとしているのか？”本「会」では2011年5月、知事にあて公開質問状（①県独自の検討、②「検討の場」への姿勢、③支出のストップ）を提出しましたが、県当局の回答（①②は国の再検証に対応、③は水資源機構法で対応）は「公約」とまったく異なるものでした。

◇ ◇ ◇

そして、2011年6月に開催された「導水路」事業を検証の「関係地方公共団体からなる検討の場」の正式の1回目において愛知県が臨んだスタンスは、2010年11月に”徳山ダムの水が要る”“継続の意思有り”と回答した前の愛知県知事の下での姿勢をそのまま引継いだものでした。

◆ 裁判は新たなステージ「証人尋問」へ

これまでの口頭弁論の場合において、原告。被告双方の主張はほぼ出尽くし、証人尋問をどうするか段階に入りました。

◇ ◇ ◇

原告側は、専門家証人として、山内元岐大教授（流水の正常な機能維持、ヤマトシジミの生息に根拠なし）と富樫岐大教授（新規利水の必要に根拠なし）を申請し、当事者的証人として、大村秀県知事と河村市長、国交省職員A氏（維持流量）を申請しました。

被告側は愛知県職員（フルプラン策定手続きの適正）と国交省職員（河川整備計画が適正）を申請しています。国交省職員A氏については、原告側の申請に対して「必要ない、却下を求める」と言ったのに????

◇ ◇ ◇

4月に裁判官が交代しました。新裁判長による第1回進行協議が6月に行われ、証人尋問の方法や今後の流れについて概要を協議しました。席上、原告側は本件「裁判」の論点の説明会を行うよう求めると共に、原告側証人の尋問についてパワーポイントを活用することを申し出ました。協議は、引き続き9月開催の第2回進行協議の場で行われます。

投稿

道険しくとも粘り強く！「導水路」中止めざす私たちの闘い

会員 近藤 ゆり子

1. 「八ッ場ダム建設再開」！！

昨年12月、政府・民主党は「八ッ場ダム建設再開」方針を決定し、新年度予算案には（金額的には僅かだが）ダム本体工事分も計上した。

2009年総選挙で民主党が掲げたマニフェストの”最後の砦”が崩れた、と大騒ぎになった。「政権交代」への失望感に拍車をかけると同時に、一気にダム建設が加速するかのような気分が漂っている。



そもそも民主党が「八ッ場ダム中止」をマニフェストに掲げたのは、「もうダムは要らない」「ムダな公共事業はやめろ」という全国の世論があったからだ。

しかしその世論は、個別のダム（ダム事業）を止めるに十分とは言い切れなかった。そのことを、反省を込めて直視する必要があるだろう。

2. 流域の地道な運動こそ一川辺川ダム一

八ッ場ダムと並んで民主党マニフェストに「中止」と掲げられていた川辺川ダム（熊本県、球磨川上流）を巡っては、流域の漁民・農民・市民の多様で重層的な運動が展開されてきた。

農民と市民が連携した闘いによって川辺川ダムの利水計画一川辺川土地改良事業一の違法性が裁判で確定した（2003年）。



球磨川流域及び熊本県内各地での9回にわたる「川辺川ダムを考える住民討論集会」には、延べ1万2千人が参加して川辺川ダムの是非を真剣に考えた（2001年～2003年）。流域自治体で次々と「川辺川ダム建設反対」の首長が誕生した。

2008年の知事選で当選した蒲島県知事は、唯一「川辺川ダム中止」を公約しない候補であったが、熊本県民の明確な意思を前にして、結局は「中止」方針を表明することとなった。

12/25・中日新聞・朝刊

東海のダム凍結継続

「八ッ場」再開歓迎と警戒

「二〇一二年度政府予算案で群馬県の八ッ場ダムの建設再開が盛り込まれる一方、東海地方の主要なダム建設は凍結された」と歓迎する一方、反対派は「八ッ場が再開されると、東海地方の主要なダム建設は凍結された」と警戒を強めている。一方、前回の選挙で民主党が掲げたマニフェストで「八ッ場ダムの建設再開を求めない」という方針を表明した伊奈藤さん（民主党）は「八ッ場ダムの建設再開は、東海地方の主要なダム建設を凍結する」と警戒を強めている。

「八ッ場ダム再開は弾みになる。これで川上も大丈夫だと確信した」と期待。愛知県は、八ッ場ダムの建設再開を歓迎する一方、前回の選挙で民主党が掲げたマニフェストで「八ッ場ダムの建設再開を求めない」という方針を表明した伊奈藤さん（民主党）は「八ッ場ダムの建設再開は、東海地方の主要なダム建設を凍結する」と警戒を強めている。

<参考> 川辺川ダムに関する来年度予算は約250億円（前年比1.6倍）計上されているが、これはダム建設工事予算ではなく、「ダムによらない治水／川辺川ダム建設中止」の方向性での地元・五木村の生活再建中心予算である。流域の地道な運動によって築かれた揺るぎない世論があれば、ダム（ダム事業）を確実に中止へと向けられる。

愛知県 1800億円財源不足

新年度予算 震災・円高追い打ち

愛知県は、新年度一般計予算の財源不足額を1800億円と算出した。2008年秋のリーマン・ショック以来続く増収減に追い打ちをかけた。東日本大震災や円高が追い打ちをかけた。歳出カットなど厳しい予算編成を迫られる。

6日午後にも県議会に提示する。1800億円は、11年度一般会計当初予算2兆1075億円の8・5%の規模になる。

県税収入は、11年度当初の8828億円から8770億円に落ち込む見通しだが、昨秋以降、震災の復興需要などで県内製造業などの生産も徐々に回復しつつあり、大幅な増収減は避けられそう。

ただ、08年度決算で1兆3339億円あった県税収入は、依然として4千億円前後落ち込んだ状態には変わりはない。法人県民税・事業税のいわゆる法人2税も、07年度は6303億円と県税収入の約4割を占めたが、11年度当初の見込み額は1964億円と、約2割に落ち込む見通し。

削減に迫られている。予算編成過程での財源不足額は、リーマン・ショック後の09年度当初予算編成にあたって4900億円に上ったこともある。

ただ、自治体の貯金の一つである財政調整基金は10年度末の582億円から、11年度末見込みで55億円に激減。国が交付税で手当てする「臨時財政対策債」も前年より発行額は減ることが予想される。県は今後、行政改革など歳出減にさらに力を入れる方針だ。（相原秀）

3. 「導水路」をめぐる愛知県の現行

昨年初めの愛知県知事選・名古屋市長選の共同公約では、「木曾川水系連絡導水路事業は見直す」とされた。

共同公約にこうした文言が入ったのは、導水路住民訴訟を含む運動の成果だと言える。しかし、現時点では、行政としての愛知県の立場は神田県政の延長であり、裁判でも「導水路は要る」と言い続けている。



県財政はまさに火の車で、来年度予算は1800億円の財源不足の見込み。そのため、県当局は2月7日、人件費の削減や県債の発行増などで解消することを固め、議会側に伝えた。

どう考えても要らない「導水路」にダラダラとお金を遣い続けている場合ではない。大村知事には、一刻も早く導水路事業から手を引く決断をして貰わねばならない。

<参考> 2012年度・国「木曾川水系連絡導水路」予算は2億9千万円（昨年度比△6千万円）。うち、大部分（2億200万円）は、水資源機構「導水路建設所」の事務所と職員の維持費用。愛知県は全体の約3割を負担することになる。

4. 闘いの輪をより大きく深く広げよう

動き出したら止まらない公共事業『慣性の法則』はまだまだ根が深い。マニフェストに掲げさせる世論づくりは重要だ。



しかし、この2年余りの「ダム事業再検証」と八ッ場ダム建設再開への動きは、「マニフェストを掲げた政党・政治家が当選したから実行してくれるはず」と安心して”お任せ”をするわけにはいかないことを明らかにした。



導水路事業への支出の差し止めを求める私達の裁判はますます大きな意味を持ってきている。裁判は、次々回にも証人尋問が始まろうとしている。

証人尋問は公開の場での論争だ。一人でも多くの人々に傍聴に足を運んでもらい、「導水路はいらない!」という世論をしっかりと打ち立て、根付かせて行こう。

「導水路」裁判 第1回～第16回口頭弁論・第1回進行協議の足取り
(口頭弁論・進行協議における提出書面と書面相互の対応関係)

在間 正史 弁護団長作成 (2012/07/07)

- ◆ 第1回口頭弁論 (2009年7月29日)
 - * 原告訴状
 - * 被告答弁書 (原告訴状に対する本案前の答弁と事実の認否)
 - ※ 原告意見陳述 小林 収 原告
 - ※ 原告意見陳述 加藤 伸久原告

- ◆ 第2回口頭弁論 (2009年10月21日)
 - * 被告準備書面1 (原告訴状に対する事実の認否の続き)
 - * 原告第1準備書面 (被告答弁書の本案前答弁に対する反論)
 - ※ 原告意見陳述 田中 萬壽原告
 - ※ 原告意見陳述 宮永 正義原告

- ◆ 第3回口頭弁論 (2010年1月14日)
 - * 被告準備書面2
(木曾川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、導水路事業実施計画の事実経過だけを述べて、導水路事業は「所要の手続を適正に経て」策定された。)
 - ※ 原告意見陳述 宮崎 武雄原告

- ◆ 第4回口頭弁論 (2010年3月24日)
 - * 原告第2準備書面
(導水路事業の費用負担金の支出が違法なのは、支出の原因となっている事業計画の違法性が承継されたからでなく、事業の必要性がないことから、その支出自体が地方財政法4条1項「経費の必要最少限度の原則」及び地方自治法2条4項「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ない違法があるからである。)
 - * 被告準備書面3 (原告第2準備書面の本件支出の違法判断のあり方に対する反論)
 - ※ 原告意見陳述 森下 東治原告

- ◆ 第5回口頭弁論 (2010年6月2日)
 - * 原告求釈明書1
(被告準備書面2で、河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと主張するのは、河川分科会・同検討小委員会の審議を経ているからということか、その適正な調査審議を経ているからということか、いずれを根拠とするのか。)
 - * 原告第3準備書面
(在間弁護士の検討書に基づいて、導水路は愛知県新規利水のために必要がない。)
 - * 被告準備書面4 (原告第2準備書面に対する反論)
 - * 被告準備書面5
(原告求釈明書1に対する回答：社会資本整備審議会河川分科会の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保された。)

* 原告求釈明書 2

(被告準備書面 5 は、単に審議を経たことだけで内容の客観性及び公平性が確保されたというのか、客観性及び公平性のある内容の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保されたというのか。)

※ 原告意見陳述 河合 道夫原告

◆ 第 6 回口頭弁論 (2010 年 8 月 23 日)

* 被告準備書面 6

(①原告求釈明書 2 に対して議事録を引用して審議内容を主張。②原告第 3 準備書面に対する単なる認否と在間弁護士に対する人格的批難を行う。)

※ 原告意見陳述 近藤 奎治原告

◆ 第 7 回口頭弁論 (2010 年 10 月 20 日)

* 被告準備書面 7

(原告が被告準備書面 6 ②の「愛知県需要想定調査の平成 27 年需要想定値は平成 12 年までの過去の実績を用いて想定されたもので、合理性に疑問の余地はない」ということは、2007 年までの実績に基づけば愛知県需給想定調査の 2015 年需要想定値には合理性がないということは認めるのかと求釈明したことに對して、「愛知県需要想定調査は平成 12 年までの実績に基づいてなしている」ので、2001 年から 2007 年までの実績値は調査時に存在しなかったから、釈明に応じない。)

* 原告第 4 準備書面

(被告準備書面 6 の①に対する反論：河川分科会の議事録の記載を引用して、河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点下流の河川維持流量は客観的・実証的なデータや事実に基づいているといえない。)

※ 原告意見陳述 服部 房親原告

◆ 第 8 回口頭弁論 (2010 年 12 月 15 日)

* 原告第 5 準備書面

(本件支出差止請求は、支出に予算執行の適正の確保見地から看過できない違法があることを理由とするものであるから、その違法理由は、各支出時において、①それぞれの目的とされることの必要性が認められないこと、②また、流水正常機能維持については根拠となっている木曾川水系河川整備基本方針の正常流量や同河川整備計画の確保流量が、新規利水については根拠となっている木曾川水系フルプランにおける愛知県需給想定調査の需給想定が、客観的、実証的なものとして認められず事実の基礎を欠いていること、により支出の原因が著しく合理性を欠いているからである。)

※ 原告意見陳述 佐藤 武代原告

◆ 第 9 回口頭弁論 (2011 年 2 月 21 日)

* 原告第 6 準備書面

(木曾川の水利秩序の形成、特に成戸地点下流の河川維持流量とされている利水上制限流量 50 m³/s の歴史的経過。河川維持流量 50 m³/s は、昭和 30 年代の舟航用水に基づくものである。河川維持流量として、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁のため、ヤマトシジミが息できる塩分濃度になるために 50 m³/s が必要であるということは全く議論されていなかった。国土交通省は、利水上制限流量決定に際しての資料は廃棄して全く保有していない。)

* 被告準備書面 8 (原告第 5 準備書面に対する反論：本件支出の違法判断のあり方)

※ 原告意見陳述 小貝 春美原告

◆ 第10回口頭弁論（2011年5月11日）

* 原告第7準備書面

（河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点より下流の河川維持流量の50m³/sあるいは40m³/sは、動植物の生息生育等の河川環境としてヤマトシジミの生息のための流量を根拠として定められたものであるが、それはヤマトシジミの生息とは関係がないので科学的根拠がなく、その他明確な根拠もなく、河川維持流量とはできない。河川維持流量50m³/sは根拠なく最初から設定されたものである）

※ 原告意見陳述 池谷 和子原告

◆ 第11回口頭弁論（2011年8月25日）

* 被告準備書面9

（原告第6、第7準備書面に対する認否・反論。

ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたのではない。木曾成戸地点における維持流量50m³/sについての木曾川水系流域委員会の議論を踏まえて木曾川水系河川整備計画の内容が検討され（甲22）、その後の法定手続を経て同計画が適法に策定された。）

* 原告第8準備書面

（本件支出の違法判断の在り方・枠組みについて被告準備書面8を踏まえて主張。）

* 原告第9準備書面

（被告準備書面9に対する反論。

木曾川大堰下流河川維持流量50m³/sの根拠となっているのは、木曾川水系河川整備基本方針資料および基本方針説明資料で、動植物の生息または生育として、感潮域における代表種であるヤマトシジミの生息・産卵に必要な流量として斃死が起こらない流量を設定するものとし、「塩素イオン濃度と流量の関係式」を作成し、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m³/s以上であることを確認したものである。

被告に求釈明（河川維持流量50m³/sの目的は何か。どういう検討作業を行って根拠付けられたのか。木曾川水系河川整備計画が適法に定められた具体的根拠は何か。）

※ 原告意見陳述 林 秀治原告

◆ 第12回口頭弁論（2011年10月19日）

* 原告第10準備書面

（本件支出が違法であることの法律的構造をまとめる。

木曾川水系フルプランの内容となっている愛知用水地域の2015年水需給想定および木曾川水系河川整備基本方針の内容となっている成戸地点より下流の河川維持流量は、いずれも基礎とすべき事実について事実の基礎を欠いており、著しく合理性を欠いていて、予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵がある。そのため、国土交通大臣による納付通知等は著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するから、これを原因としてなされる本件支出は違法である。）

* 被告準備書面10

（木曾成戸地点における維持流量50m³/sは、過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経過を前提として、木曾成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したもの。木曾川水系工事实施基本計画は、河川法が規定する河川整備計画を定めるのに必要な手続を経て定められたものであり、所要の手続を経た上で、適法に策定された。）

* 原告求釈明書

①被告は、木曾川水系河川整備基本方針の木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m³/sは何のために、何を目的として定められたというのか。②被告が木曾川水系整備

計画が「適法に」策定されたという具体的な根拠は、単に河川法が定める手続を経たことなのか。③被告は、木曽川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が内容において適法に策定されたことを明らかにする立証は行う意思がないと見てよいか。）

※ 原告意見陳述 山田 忠善原告

◆ 第13回口頭弁論（2011年12月19日）

* 被告準備書面11

（原告求釈明については、準備書面10で述べたとおり。）

* 原告人証尋問申請書

（大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長（新規利水の必要性）、
浅野和広下流事務所長（河川維持流量 50m³/s の策定経過、その必要性）

※ 原告意見陳述 小笠原 輝美原告

◆ 第14回口頭弁論（2012年2月23日）

* 被告人証尋問申請書

（中村直文土地水資源課主幹（木曽川水系フルプランの策定手続）、
浅野和広下流事務所長（河川整備計画は手続的に適法で、内容的にも合理性がある）

※ 原告意見陳述 田中 九思雄原告

◆ 第15回口頭弁論（2012年5月16日、※裁判長が福井章代裁判官に交代）

* 被告人証尋問申請書

（中根俊樹土地水資源課主幹（人事異動で中村直文から主幹を交代）、

* 被告人証尋問事項書、陳述書

※ 原告意見陳述 岩田 和己原告

◆ 第1回進行協議（2012年6月26日）

* 原告上申書

（裁判官が交代して裁判所の構成が新しくなったので、人証尋問の前に、本件の論点の説明会を行うよう求める。）

* 裁判所・当事者

尋問はPPTを使って行ってよい。書証として提出し、記録に残りわかりやすい問答にする。

原告は、山内、富樫証人について、要点をまとめた文書とPPTを準備する。

次回進行協議で、説明会を行う。文書朗読、PPTいずれでも可。



◆ 第2回進行協議（2012年9月25日を予定）

「導水路はいらない！愛知の会」活動日誌

<2011/7/23~2012/7/7>

2011年

- 7月 23日 「住民訴訟」提訴2周年記念講演会&2011年度総会
8月 10日 「ミニ通信」No.11
(残暑見舞い& 8/25 第11回口頭弁論・傍聴支援参加のお願い)
8月 25日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第11回口頭弁論
9月 5日 現場を見る学習会「知多浄水場&長良川(治水・塩害・植生・流況)を見る学習会 ※長良川市民学習会と共同開催
9月 7日 第30回運営委員会(今後の「裁判」動向を論議など)&弁護団会議
9月 17日 「会報」第11号-2発行(「総会」特集)
9月 22日 「会報」第11号-1発行(「導水路」裁判・第11回口頭弁論など)
10月 3日 第31回運営委員会(「河口堰」開門調査シンポなど論議)
&弁護団会議
10月 19日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第12回口頭弁論
10月 22日 第18回「水源開発問題全国連絡会(水源連)」総会 in 長崎石木ダム
~23日 1日目:建設地見学&検証報告会、2日目→全国のダム問題交流集会
11月 5日 「会報」第12号発行(「導水路」裁判・第12回口頭弁論など)
11月 10日 第32回運営委員会(第13回口頭弁論の構えなど論議)&弁護団会議
12月 10日 シンポジウムー河口堰開門と生物多様性ー
“よみがえれ長良川!よみがえれ伊勢湾!”(「同」実行委員会主催)
12月 12日 司法記者クラブ“大村知事、河村市長らの証人喚問申請”記者会見
12月 19日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第13回口頭弁論



2012年

- 1月 1日 「ミニ通信」No.12
(年賀& 2/23 第14回口頭弁論・傍聴支援参加のお願い)
- 1月 日 民主党政権“コンクリートから人へ”の目玉「ハッ場ダム」建設中止
マニフェストを反故
- 1月12日 第33回運営委員会(愛知県「河口堰」検証PT報告書など論議)
- 1月25日 愛知県「河口堰」の最適な運用方法を検証のプロジェクトチームが
大村県知事に「報告書」を提出
- 2月 4日 学習会「河口堰の開門で知多半島の飲み水を元の木曾川に戻そう！」
(於:半田市、「長良川河口堰の水を考える市民の会」主催)
- 2月 6日 第34回運営委員会(脱原発など市民運動を論議)&弁護団会議
- 2月 9日 「会報」第13号発行(「導水路」裁判・第13回口頭弁論など)
- 2月23日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第14回口頭弁論
- 4月 4日 第35回運営委員会(証人喚問の具体的を論議)&弁護団会議
- 5月 9日 「会報」第14号発行(「導水路」裁判・第14回口頭弁論など)
- 5月 9日 第36回運営委員会(第13回口頭弁論の構えなど論議)&弁護団会議
- 5月16日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第15回口頭弁論
- 5月29日 「ミニ通信」No.13(原告へ6/5 第1回「進行協議」参加のお願い)
- 6月 5日 第37回運営委員会(第1回進行協議へ原告側主張などについて論議)
&弁護団会議
- 6月13日 「会報」第15号発行(「導水路」裁判・第15回口頭弁論など)
- 6月13日 「設楽の会」が裁判長へ現地調査を要請(ハガキ)運動を取り組む
- 6月14日 第1回「愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会」
- 6月26日 「導水路」裁判・第1回進行協議
第38回運営委員会(3周年記念講演会&2012年度総会の準備など)
- 7月 7日 「住民訴訟」提訴3周年記念講演会&2012年度総会



「導水路はいらない！愛知の会」

2011年度会計報告（2011/03/01～2012/02/29）

入 金		出 金	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度より繰越金	176,858	弁 護 団11年度分	500,000
会費（原告・会員）	594,000	（コピー&弁護士会館）	
2周年記念総会	21,153	「会報」印刷費	12,772
個人カンパ	113,301	〃 送 料	79,580
団体カンパ	10,000	ミニ通信はがき	24,500
		振込手数料	11,800
		2周年記念総会	25,500
		会場費（&イベント）	—
		事務・消耗品費	24,310
		渉外費・その他	10,000
合 計	915,312	合 計	688,462
差し引き残高	226,850	（次年度へ繰越し）	226,850
内訳：通帳残高	(100,000)		
現金残高	(126,850)		

2012年7月7日

事務局長（会計担当）

加藤 伸久

7月5日に、金銭納入帳・領収書控を精査、貯金通帳・現金保管を確認したところ、
いずれも正確に執り行われておりました。

会計監査

河合 道夫

2012年度会計予算④（2012/03/01～2013/02/28）

入 金		出 金	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度より繰越金	226,850	弁 護 団12年度分	500,000
会費（原告・会員）	600,000	（コピー&弁護士会館）	
3周年記念総会	30,000	「会報」印刷費	20,000
個人カンパ	100,000	〃 送 料	110,000
団体カンパ	100,000	ミニ通信はがき	40,000
		振込手数料	13,000
		3周年記念総会	30,000
		会場費（&イベント）	120,000
		事務・消耗品費	30,850
		渉外費・その他	20,000
		予 備 費	173,000
合 計	1,056,850	合 計	1,056,850